

相続…

参加無料

維持管理…

活用…

空家のお困りごと

ありませんか？

大田区

空家総合相談会

建築・法律・不動産・福祉の各専門家が空家について
のお悩みごとにお答えします。

時間 午後2時～4時 10分(1組30分)

場所 大田区役所本庁舎内会議室など

日程

日程 (毎月第2木曜日)

令和6年 (2024年)	4月11日	令和6年 (2024年)	10月10日
	5月9日		11月14日
	6月13日		12月12日
	7月11日	令和7年 (2025年)	1月9日
	8月8日		2月13日
	9月12日		3月13日

※11月頃には日曜相談会も開催予定です。

※要申込。詳細はお問合せください。

-申込先-

空家総合相談窓口

☎03-5744-1348 FAX 03-5744-1558

受付時間 8:30～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

大田区蒲田5-13-14 大田区役所7階14番窓口

勝海舟記念館企画展

資料 3

静慮と奔走の 二年間

令和6年

3月15日(金)

～

7月7日(日)



大田区立 勝海舟記念館

Ota City Katsu Kaishu Memorial Museum

■開館時間 午前10時～午後6時

※月曜(祝日の場合は翌日)、及び5月27日(月)・28日(火)は展示替えのため休館

■入館料 一般300円、小中学生100円(各種割引有り)

■所在地 東京都大田区南千束2-3-1

■電話 03-6425-7608

※最新の情報は、区ホームページをご覧ください。



静慮と奔走の三年間

令和6(2024)年

3月15日(金)～7月7日(日)

海舟だより 第20号

勝海舟は、開設されたばかりの神戸海軍操練所の運営にまい進している最中、元治元(1864)年11月に軍艦奉行を罷免されました。それから約1年7ヶ月後、海舟は軍艦奉行に再任され、再起の時が訪れます。内憂外患により混沌の度合いを深める政局のなかで、海舟はいかに困難に立ち向かっていったのでしょうか。

本展では、海舟の軍艦奉行罷免から、江戸無血開城の前年である慶応3(1867)年までの約3年間に焦点を当て、無職期間中に天下の形勢を注視し、復職後に奔走した海舟の様子や、国内融和への思いを資料から紐解きます。海舟の生涯においてよく知られている江戸無血開城の事績、その直前の3年間で、海舟にとってどのような意義があったのかについて、資料からぜひご覧ください。

有志たちとの交流

役職罷免後の海舟は、広い人脈を活かして情報を収集し続けました。

右は薩摩藩士からの書状で、第二次長州戦争に対する意見や坂本龍馬の動静が書き綴られています。

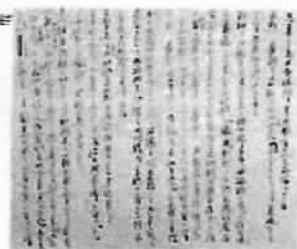


吉井幸輔書状(勝海舟宛)(部分) 慶応元(1865)年4月22日付

いざ、再起の時

復職を果たし幕閣の命で上方に召された海舟は、国内融和のために奔走しました。

海舟が会津藩主・松平容保に提出した建言書の草稿には、朝廷と幕府の一和(公武合体)についての自論が展開されています。



勝海舟建言書草稿(部分) 慶応2(1866)年6月26日付

国家「柱梁」の人へ

大政奉還、王政復古の年である慶応3(1867)年、江戸で幕府海軍の業務に従事していた海舟の元に、海軍部局の上司・大関増裕から書状が届きました。

これには、徳川慶喜が海舟を国の「柱梁」と評していることが記されています。



大関増裕書状(勝海舟宛)(部分) 慶応3(1867)年11月28日付

Information

海舟の足跡in神戸 実踏!

2023年末、遺構の一部が発見され話題となった「神戸海軍操練所」。年明け、神戸市の許可を受け現地を視察しました。

防波堤部分の石積みには伝統的工法が用いられていた様子など、文献資料から不明だった細部が垣間見られました。



神戸海軍操練所跡遺構

ギャラリートークを開催します!

本展の展示資料について、当館学芸員が解説します。記念館窓口、電話、FAX等でお申し込みください。

【日 時】第1回：5月19日(日)

第2回：6月22日(土)

午後2時から約45分

【募集人数】各回10名程度(先着)

*ギャラリートーク参加には入館料が必要です。

*定員に達し次第、受付を終了します。

電話 6425-7608 FAX 6425-7610

危険物安全週間

令和6年6月2日（日）から6月8日（土）まで

生活に欠かせない物の中には、危険物を含む製品がたくさんあり、危険物の適正な取扱い方法や保管方法を理解しないと、火災や事故が発生することがあります。

火災や事故を未然に防ぐためにも、危険物を含む製品を取扱う場合は、表示や取扱説明書等をよく確認し、正しく使用することが大切です。



身近な危険物

危険物は、消防法で定められており、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- 1 火災発生の危険性が大きいもの
- 2 火災拡大の危険性が大きいもの
- 3 消火の困難性が高いもの

一見、私たちの生活の身近に危険物となる物品は、無いように感じますが、意外と普段の生活の身近なところに危険物があります。

危険物に該当する可能性のある物品



消毒用アルコール



ヘアスプレー・化粧品など



車の燃料（ガソリン・軽油）



ストーブ燃料（灯油）



着火剤

危険物に関する表示

危険物に該当する物品には、保管や使用する際に危険物であることが分かるように、法令で表示が定められています。

危険物となる物品には、危険物の品名、化学名、危険等級、数量、注意事項等が記載されています。（内容積が500 ml以下の容器については、一部表示が簡略化されている場合があります。）

使用している物品が危険物に該当するかの判断の参考にしてください。



【問合せ先】

大 森消防署 03-3766-0119
蒲 田消防署 03-3735-0119

田園調布消防署 03-3727-0119
矢 口消防署 03-3758-0119